

～いよいよ2019年4月以降施行されます～
働き方改革関連法の実務対応セミナー



篠原公認会計士事務所グループ 主催
SHINOHARA CPA OFFICE GROUP

日時

平成30年11月29日(木)
14:00～17:00(13:30受付開始)

セミナー内容

2019年4月以降施行される働き方改革関連法に関し、時系列に「いつまでに何を準備しておかなければならないか」について、具体的な書式等をもとにご説明いたします。

- ・働き方改革関連法のポイント
- ・有給休暇の5日取得義務化 2019/4
- ・産業医・産業保健機能の強化、医師の面接指導制度の拡充 2019/4
(時間外労働80時間超え労働者への対応)
- ・時間外労働の上限規制 2020/4
(36協定が変わります！)
- ・同一労働同一賃金 2021/4
(正規社員と非正規社員の格差是正)
大企業の施行日は1年早くなります。

セミナー終了後、ご希望される方は簡単な個別相談を承ります！

会場

篠原CPAビル2階セミナールーム
(福岡市中央区警固2-12-5)

講師紹介

篠原公認会計士事務所グループ
立野社会保険労務士事務所
社会保険労務士 立野 浩子
社会保険労務士 高田 美保

受講料

受講料:2,000円

お申込み・お問合せ

お申込みはFAX又はWEB申込をご利用ください。
受講票は受付後にFAX又はメールにてお送り致します。

URL: <http://www.shinohara-cpa.com>

TEL: 092-791-4091

FAX: 092-791-4092 (FAX申込用紙は裏面)

担当: 立野・高田・松尾

定員50名様

『実務担当者の皆さまに役立つ情報をご提供いたします』

立野社会保険労務士事務所 宛

FAX番号 092-791-4092

定員50名様
予約制

働き方改革関連法の実務対応セミナー

参加申込書

お名前	
貴社名	
メールアドレス	
ご住所	
TEL/FAX	
個別相談希望のある方は、こちらに内容をご記入ください。	

ご記入頂いた個人情報は当セミナーの御案内のために利用致します。

お申し込み頂いた方には、受講票をメールもしくはFAX送信致します。セミナー当日にお持ちください。

セミナー会場



(お問い合わせ先)

篠原公認会計士事務所グループ

立野社会保険労務士事務所

TEL: 092-791-4091

担当: 立野・高田・松尾